

瀬戸市告示第47号

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）別表中建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する同法第36条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類として市長が定めるものを次のように定める。

平成28年3月31日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第3条第2項に規定する通知書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の写し及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号）第43条第2項に規定する通知書（建築物全体に係る認定に係るものに限る。）の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定する検査済証の写し
- 3 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書（建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4又は5（法の施行の際現に存する建築物については、同告示に規定する一次エネルギー消費量等級3、4又は5）が表示されているものに限る。）の写し

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。